

令和8年度 特別徴収事務の手引き

令和8年度市民税・県民税・森林環境税の特別徴収について

市民税・県民税・森林環境税の特別徴収につきましては、日頃から皆様方の深いご理解とご協力をいただいておりますことを厚くお礼申し上げます。

さて、令和8年度について、貴事業所を特別徴収義務者に指定し、その取扱をお願いすることになりました。

つきましては、関係書類を送付いたしますので、ご協力を賜りますようお願いいたします。

特別徴収とは

給与支払者が毎月給与を支払う際に、納税者が納めなければならない市民税・県民税を、6月から翌年5月まで12回に分割して給与から差し引き、納税者に代わってその税額を納入していただく制度です。

特別徴収義務者及び特別徴収税額の納入

地方税法第41条、第319条及び第321条の4第1項並びに藤沢市市税条例第20条第1項の規定によって指定を受けた給与の支払者は特別徴収義務者となります。指定を受けた場合、納税者に係る特別徴収税額の月割額を給与の支払いをする際に徴収し、その合計額を翌月10日までに納入してください。

納期限までに完納されない場合は、納期限の翌日から完納の日までの日数に応じ、法律の定めるところによって延滞金が徴収されます。

特別徴収税額の変更

納税者の特別徴収税額に変更が生じた場合は、「市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額変更通知書」を送付しますので、変更後の月割額にて徴収し納入してください。

なお、納入書は、裏面記載例を参考に税額を訂正して使用してください。税額の変更後の納入書は送付しておりません。

納税義務者が退職その他異動したときの手続き等

1. 「特別徴収に係る給与所得者異動届出書」の提出について

退職・転職等の異動が発生した場合には、異動届出書を翌月の10日までに提出してください。異動届出書の提出が遅れますと、督促状が送付される場合があります。また、納税者への納税通知書の交付が遅くなりますので、速やかに提出してください。

なお、異動届出書の提出日によっては、今回送付した通知に反映できていない場合があります。その場合は、次月に送付される「市民税・県民税・

森林環境税特別徴収税額変更通知書」をご確認ください。

※すでに異動届出書をご提出された場合でも、5月に送付した「市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額決定通知書」に反映できていない場合があります。その場合は、6月中旬に送付される「市民税・県民税・森林環境税特別徴収税額変更通知書」をご確認ください。

※給与支払報告書（個人別明細書）の摘要欄に普通徴収である旨の記載がなく、かつ乙欄・退職欄のどちらにも丸やチェックの付いていないものについては特別徴収となります。なお普通徴収へ切替えを希望される場合は、手引き3ページの異動届出書をご提出ください。

2. 中途退職者の一括徴収にご協力をお願いします。

・1月1日から4月30日までの間に、退職等により特別徴収ができなくなった場合、未徴収税額の一括徴収が義務付けられています。（地方税法第321条の5第2項）

・6月1日から12月31日までの間の退職等についても、本人の希望があれば一括徴収することができます。

3. 中途就職等による普通徴収から特別徴収への切替え

中途就職等により、普通徴収から特別徴収への切替えを希望する納税者が生じた場合は、「特別徴収切替届出（依頼）書」を提出してください。

※普通徴収の納期が過ぎている場合は、特別徴収への切替えができません。納期未到来の納付書は特別徴収への切替えができますが、納期が過ぎている納付書や過年度の納付書はそのまま普通徴収の方法で納付するように納税者の方へお伝えください。

※年金収入がある場合、特別徴収への切替えができない場合があります。

4. 特別徴収義務者の所在地等に変更が生じた場合

特別徴収義務者の所在地・名称等に変更が生じた場合は、「特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書」を提出してください。

※異動届出書等は、複写して使用してください。

※藤沢市ホームページにも特別徴収に関する記事や届出書等の様式のダウンロードが記載されていますので、ご覧ください。

<https://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/siminzei1/tokucho.html>



—裏面もご覧ください—

特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書

市町村使用欄

令和 年 月 日 提出 (宛先) 藤沢 市長	（ 特別徴収義務者 給与支払者 ）	所在地 (住所)	〒 ー ※ 届出時点での所在地・名称を記入してください。										特別徴収義務者 指定番号						※市町村ごと に異なります	
		名称 (氏名)											担当者 連絡先	係						
		代表者の 職氏名												氏名						
		法人番号																電話	ー ー	

◆ 誤読を避けるため、必ずフリガナを記入してください。
 ◆ 法人の代表者の変更のみの場合は、提出不要です。

変更年月日 令和 年 月 日

事項	変更前 (旧)	※ 変更項目のみ記入してください。	変更後 (新)	※ 変更項目のみ記入してください。										
フリガナ														
所在地 (送付先)	〒 ー		〒 ー											
フリガナ														
名称														
法人番号														
電話番号	ー ー		内線		ー ー		内線							
変更理由 (該当番号に○)	1. 事務所等移転(登記の変更あり) 2. 送付先変更(登記の変更なし) 3. 社名(名称)変更 4. 法人成り 5. 個人事業化 6. 給与事務の統合【下欄を記入してください。】 7. 合併による変更【下欄を記入してください。】 8. 分割による変更 9. その他()													

統合・合併・分割後の指定番号	1. 指定番号を新規に取得する。 ※ 別途、給与所得者異動届出書を必ず提出してください。										備考欄				
	2. 統合・合併先の指定番号を使用する。 ※ 別途、給与所得者異動届出書を必ず提出してください。														
	指定番号											※市町村ごとに異なります			

※合併により給与事務を統合できない場合は、合併先とは別の指定番号を新規に取得する必要があります。(上記1を選択のこと)
 ※法人成り、個人事業化、個人事業主の事業の承継(変更)の場合は従前の指定番号を継続して使用することができません。(上記1を選択のこと)
 ※分割等により法人番号が変更となった場合、社名に変更がなくても、従前の指定番号を継続して使用することはできません。(上記1を選択のこと)

給与支払報告 特別徴収に係る給与所得者異動届出書

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。期限：異動があった月の翌月10日

		年度		1. 現年度	2. 新年度	3. 両年度		
藤沢市長		住所(居所)又は所在地	〒					
令和 年 月 日提出		フリガナ	特別徴収義務者指定番号					
		氏名又は名称	宛名番号					
		個人番号又は法人番号	担連当絡者先					
		所属				氏名		
		電話				内線()		
給与所得者	フリガナ	(ア) 特別徴収税額(年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額(ア)-(イ)	異年 月 日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収方法	
	氏名							1. 特別徴収継続
	生年月日							2. 一括徴収
	個人番号							3. 普通徴収(本人納付)
受給者番号	1. 特別徴収継続							
1月1日現在の住所	2. 一括徴収							
異動後の住所	3. 普通徴収(本人納付)							

1. 特別徴収継続の場合

新しい勤務先(特別徴収義務者)	特別徴収義務者指定番号	新規	個人番号又は法人番号	新しい勤務先では	
	住所(居所)又は所在地	〒	担当者連絡先	所属	月割額 [] 円を [] 月分(翌月10日納入期限分)
	フリガナ	氏名	電話	内線()	から徴収し、納入します。 ※記載がない場合は、通知書発送日に合わせて本市で設定いたします。
	氏名又は名称	電話	内線()	納入書の要否(新規の場合のみ記載)	右から番号を記入 1. 必要 2. 不要

2. 一括徴収の場合

理由	1. 異動が令和__年12月31日までで、一括徴収の申出があったため	徴収予定月日	徴収予定額(上記(ウ)と同額)	左記の一括徴収した税額は、 [] 月分(翌月10日納入期限分)で納入します。
	2. 異動が令和__年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	月 日	円	

3. 普通徴収の場合

理由	1. 異動が令和__年12月31日までで、一括徴収の申出がないため	※市町村記入欄
	2. 令和__年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため	
	3. 死亡による退職であるため	

【提出先】 〒251-8601 藤沢市朝日町1番地の1 藤沢市役所 市民税課

御注意
 1 黒のボールペン又はペンで記載してください。
 2 「宛名番号」の欄には、特別徴収税額通知書に記載された宛名番号を記載してください。
 3 転勤、再就職等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で最上段の事項を記載し、新勤務先に送付願います。
 4 新勤務先では「1. 特別徴収継続の場合」の欄の事項を記載し、該当年度の1月1日時点の住所(課税地)の市町村長宛に送付していただきます。
 また、前勤務先が個人事業主の場合、「給与支払者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先へ送付願います。
 1月1日から四月三十日までの間に退職した人に未徴収税額がある場合には、一括徴収することが義務づけられています。

■異動届出書の書き方■

◎記載例をご確認いただき、漏れの無いよう必要事項のご記入をお願いいたします。

※異動届出書、所在地・名称変更届出書、特別徴収切替届出（依頼）書はコピーしてお使いいただけます。

また下記HPよりダウンロードしてお使いいただけます。

https://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/siminzei1/jigyosha/shikenminze/tokucho_shinseisyo.html



① 給与の支払いをうけなくなった後の住所を記入してください。なお、1月1日現在の住所と同じ場合は同上と記入してください。

② 藤沢市がすでに指定している場合には、その指定番号を記入してください。新規の場合は新規に○してください。

③ 転勤等により新勤務先で引き続き特別徴収を希望される場合は、新勤務先の名称及び必要事項を記入してください。月割額が不明でも、徴収開始月は必ず記入してください。

④ 「2. 一括徴収の場合」欄に該当する番号を記入してください。

⑤ 一括徴収を徴収する予定年月日を記入してください。

給与支払報告 特別徴収		に係る給与所得者異動届出書		年度	1. 現年度	2. 新年度	3. 両年度
藤沢市長	給与支払者 〔特別徴収者〕	住所(居所)又は所在地 フリガナ 氏名又は名称 個人番号又は法人番号	〒		特別徴収義務者指定番号 宛名番号	16	15
令和 年 月 日提出		フリガナ 氏名 生年月日 個人番号 受給者番号 1月1日現在の住所 異動後の住所	(ア) 特別徴収税額(年税額) (イ) 徴収済額 (ウ) 未徴収税額(ア)-(イ)	異動年月日	担連当者先 氏名 電話 内線()	14	13
			⑨ 円	⑩ 月から ⑪ 月まで	異動の事由 1. 退職 2. 退職 3. 退職 4. 退職 5. 退職 6. 退職 7. 退職 8. 退職 9. 退職 10. 退職 11. 退職 12. 退職 13. 退職 14. 退職 15. 退職 16. 退職 17. 退職 18. 退職 19. 退職 20. 退職 21. 退職 22. 退職 23. 退職 24. 退職 25. 退職 26. 退職 27. 退職 28. 退職 29. 退職 30. 退職 31. 退職 32. 退職 33. 退職 34. 退職 35. 退職 36. 退職 37. 退職 38. 退職 39. 退職 40. 退職 41. 退職 42. 退職 43. 退職 44. 退職 45. 退職 46. 退職 47. 退職 48. 退職 49. 退職 50. 退職 51. 退職 52. 退職 53. 退職 54. 退職 55. 退職 56. 退職 57. 退職 58. 退職 59. 退職 60. 退職 61. 退職 62. 退職 63. 退職 64. 退職 65. 退職 66. 退職 67. 退職 68. 退職 69. 退職 70. 退職 71. 退職 72. 退職 73. 退職 74. 退職 75. 退職 76. 退職 77. 退職 78. 退職 79. 退職 80. 退職 81. 退職 82. 退職 83. 退職 84. 退職 85. 退職 86. 退職 87. 退職 88. 退職 89. 退職 90. 退職 91. 退職 92. 退職 93. 退職 94. 退職 95. 退職 96. 退職 97. 退職 98. 退職 99. 退職 100. 退職 101. 退職 102. 退職 103. 退職 104. 退職 105. 退職 106. 退職 107. 退職 108. 退職 109. 退職 110. 退職 111. 退職 112. 退職 113. 退職 114. 退職 115. 退職 116. 退職 117. 退職 118. 退職 119. 退職 120. 退職 121. 退職 122. 退職 123. 退職 124. 退職 125. 退職 126. 退職 127. 退職 128. 退職 129. 退職 130. 退職 131. 退職 132. 退職 133. 退職 134. 退職 135. 退職 136. 退職 137. 退職 138. 退職 139. 退職 140. 退職 141. 退職 142. 退職 143. 退職 144. 退職 145. 退職 146. 退職 147. 退職 148. 退職 149. 退職 150. 退職 151. 退職 152. 退職 153. 退職 154. 退職 155. 退職 156. 退職 157. 退職 158. 退職 159. 退職 160. 退職 161. 退職 162. 退職 163. 退職 164. 退職 165. 退職 166. 退職 167. 退職 168. 退職 169. 退職 170. 退職 171. 退職 172. 退職 173. 退職 174. 退職 175. 退職 176. 退職 177. 退職 178. 退職 179. 退職 180. 退職 181. 退職 182. 退職 183. 退職 184. 退職 185. 退職 186. 退職 187. 退職 188. 退職 189. 退職 190. 退職 191. 退職 192. 退職 193. 退職 194. 退職 195. 退職 196. 退職 197. 退職 198. 退職 199. 退職 200. 退職 201. 退職 202. 退職 203. 退職 204. 退職 205. 退職 206. 退職 207. 退職 208. 退職 209. 退職 210. 退職 211. 退職 212. 退職 213. 退職 214. 退職 215. 退職 216. 退職 217. 退職 218. 退職 219. 退職 220. 退職 221. 退職 222. 退職 223. 退職 224. 退職 225. 退職 226. 退職 227. 退職 228. 退職 229. 退職 230. 退職 231. 退職 232. 退職 233. 退職 234. 退職 235. 退職 236. 退職 237. 退職 238. 退職 239. 退職 240. 退職 241. 退職 242. 退職 243. 退職 244. 退職 245. 退職 246. 退職 247. 退職 248. 退職 249. 退職 250. 退職 251. 退職 252. 退職 253. 退職 254. 退職 255. 退職 256. 退職 257. 退職 258. 退職 259. 退職 260. 退職 261. 退職 262. 退職 263. 退職 264. 退職 265. 退職 266. 退職 267. 退職 268. 退職 269. 退職 270. 退職 271. 退職 272. 退職 273. 退職 274. 退職 275. 退職 276. 退職 277. 退職 278. 退職 279. 退職 280. 退職 281. 退職 282. 退職 283. 退職 284. 退職 285. 退職 286. 退職 287. 退職 288. 退職 289. 退職 290. 退職 291. 退職 292. 退職 293. 退職 294. 退職 295. 退職 296. 退職 297. 退職 298. 退職 299. 退職 300. 退職 301. 退職 302. 退職 303. 退職 304. 退職 305. 退職 306. 退職 307. 退職 308. 退職 309. 退職 310. 退職 311. 退職 312. 退職 313. 退職 314. 退職 315. 退職 316. 退職 317. 退職 318. 退職 319. 退職 320. 退職 321. 退職 322. 退職 323. 退職 324. 退職 325. 退職 326. 退職 327. 退職 328. 退職 329. 退職 330. 退職 331. 退職 332. 退職 333. 退職 334. 退職 335. 退職 336. 退職 337. 退職 338. 退職 339. 退職 340. 退職 341. 退職 342. 退職 343. 退職 344. 退職 345. 退職 346. 退職 347. 退職 348. 退職 349. 退職 350. 退職 351. 退職 352. 退職 353. 退職 354. 退職 355. 退職 356. 退職 357. 退職 358. 退職 359. 退職 360. 退職 361. 退職 362. 退職 363. 退職 364. 退職 365. 退職 366. 退職 367. 退職 368. 退職 369. 退職 370. 退職 371. 退職 372. 退職 373. 退職 374. 退職 375. 退職 376. 退職 377. 退職 378. 退職 379. 退職 380. 退職 381. 退職 382. 退職 383. 退職 384. 退職 385. 退職 386. 退職 387. 退職 388. 退職 389. 退職 390. 退職 391. 退職 392. 退職 393. 退職 394. 退職 395. 退職 396. 退職 397. 退職 398. 退職 399. 退職 400. 退職 401. 退職 402. 退職 403. 退職 404. 退職 405. 退職 406. 退職 407. 退職 408. 退職 409. 退職 410. 退職 411. 退職 412. 退職 413. 退職 414. 退職 415. 退職 416. 退職 417. 退職 418. 退職 419. 退職 420. 退職 421. 退職 422. 退職 423. 退職 424. 退職 425. 退職 426. 退職 427. 退職 428. 退職 429. 退職 430. 退職 431. 退職 432. 退職 433. 退職 434. 退職 435. 退職 436. 退職 437. 退職 438. 退職 439. 退職 440. 退職 441. 退職 442. 退職 443. 退職 444. 退職 445. 退職 446. 退職 447. 退職 448. 退職 449. 退職 450. 退職 451. 退職 452. 退職 453. 退職 454. 退職 455. 退職 456. 退職 457. 退職 458. 退職 459. 退職 460. 退職 461. 退職 462. 退職 463. 退職 464. 退職 465. 退職 466. 退職 467. 退職 468. 退職 469. 退職 470. 退職 471. 退職 472. 退職 473. 退職 474. 退職 475. 退職 476. 退職 477. 退職 478. 退職 479. 退職 480. 退職 481. 退職 482. 退職 483. 退職 484. 退職 485. 退職 486. 退職 487. 退職 488. 退職 489. 退職 490. 退職 491. 退職 492. 退職 493. 退職 494. 退職 495. 退職 496. 退職 497. 退職 498. 退職 499. 退職 500. 退職 501. 退職 502. 退職 503. 退職 504. 退職 505. 退職 506. 退職 507. 退職 508. 退職 509. 退職 510. 退職 511. 退職 512. 退職 513. 退職 514. 退職 515. 退職 516. 退職 517. 退職 518. 退職 519. 退職 520. 退職 521. 退職 522. 退職 523. 退職 524. 退職 525. 退職 526. 退職 527. 退職 528. 退職 529. 退職 530. 退職 531. 退職 532. 退職 533. 退職 534. 退職 535. 退職 536. 退職 537. 退職 538. 退職 539. 退職 540. 退職 541. 退職 542. 退職 543. 退職 544. 退職 545. 退職 546. 退職 547. 退職 548. 退職 549. 退職 550. 退職 551. 退職 552. 退職 553. 退職 554. 退職 555. 退職 556. 退職 557. 退職 558. 退職 559. 退職 560. 退職 561. 退職 562. 退職 563. 退職 564. 退職 565. 退職 566. 退職 567. 退職 568. 退職 569. 退職 570. 退職 571. 退職 572. 退職 573. 退職 574. 退職 575. 退職 576. 退職 577. 退職 578. 退職 579. 退職 580. 退職 581. 退職 582. 退職 583. 退職 584. 退職 585. 退職 586. 退職 587. 退職 588. 退職 589. 退職 590. 退職 591. 退職 592. 退職 593. 退職 594. 退職 595. 退職 596. 退職 597. 退職 598. 退職 599. 退職 600. 退職 601. 退職 602. 退職 603. 退職 604. 退職 605. 退職 606. 退職 607. 退職 608. 退職 609. 退職 610. 退職 611. 退職 612. 退職 613. 退職 614. 退職 615. 退職 616. 退職 617. 退職 618. 退職 619. 退職 620. 退職 621. 退職 622. 退職 623. 退職 624. 退職 625. 退職 626. 退職 627. 退職 628. 退職 629. 退職 630. 退職 631. 退職 632. 退職 633. 退職 634. 退職 635. 退職 636. 退職 637. 退職 638. 退職 639. 退職 640. 退職 641. 退職 642. 退職 643. 退職 644. 退職 645. 退職 646. 退職 647. 退職 648. 退職 649. 退職 650. 退職 651. 退職 652. 退職 653. 退職 654. 退職 655. 退職 656. 退職 657. 退職 658. 退職 659. 退職 660. 退職 661. 退職 662. 退職 663. 退職 664. 退職 665. 退職 666. 退職 667. 退職 668. 退職 669. 退職 670. 退職 671. 退職 672. 退職 673. 退職 674. 退職 675. 退職 676. 退職 677. 退職 678. 退職 679. 退職 680. 退職 681. 退職 682. 退職 683. 退職 684. 退職 685. 退職 686. 退職 687. 退職 688. 退職 689. 退職 690. 退職 691. 退職 692. 退職 693. 退職 694. 退職 695. 退職 696. 退職 697. 退職 698. 退職 699. 退職 700. 退職 701. 退職 702. 退職 703. 退職 704. 退職 705. 退職 706. 退職 707. 退職 708. 退職 709. 退職 710. 退職 711. 退職 712. 退職 713. 退職 714. 退職 715. 退職 716. 退職 717. 退職 718. 退職 719. 退職 720. 退職 721. 退職 722. 退職 723. 退職 724. 退職 725. 退職 726. 退職 727. 退職 728. 退職 729. 退職 730. 退職 731. 退職 732. 退職 733. 退職 734. 退職 735. 退職 736. 退職 737. 退職 738. 退職 739. 退職 740. 退職 741. 退職 742. 退職 743. 退職 744. 退職 745. 退職 746. 退職 747. 退職 748. 退職 749. 退職 750. 退職 751. 退職 752. 退職 753. 退職 754. 退職 755. 退職 756. 退職 757. 退職 758. 退職 759. 退職 760. 退職 761. 退職 762. 退職 763. 退職 764. 退職 765. 退職 766. 退職 767. 退職 768. 退職 769. 退職 770. 退職 771. 退職 772. 退職 773. 退職 774. 退職 775. 退職 776. 退職 777. 退職 778. 退職 779. 退職 780. 退職 781. 退職 782. 退職 783. 退職 784. 退職 785. 退職 786. 退職 787. 退職 788. 退職 789. 退職 790. 退職 791. 退職 792. 退職 793. 退職 794. 退職 795. 退職 796. 退職 797. 退職 798. 退職 799. 退職 800. 退職 801. 退職 802. 退職 803. 退職 804. 退職 805. 退職 806. 退職 807. 退職 808. 退職 809. 退職 810. 退職 811. 退職 812. 退職 813. 退職 814. 退職 815. 退職 816. 退職 817. 退職 818. 退職 819. 退職 820. 退職 821. 退職 822. 退職 823. 退職 824. 退職 825. 退職 826. 退職 827. 退職 828. 退職 829. 退職 830. 退職 831. 退職 832. 退職 833. 退職 834. 退職 835. 退職 836. 退職 837. 退職 838. 退職 839. 退職 840. 退職 841. 退職 842. 退職 843. 退職 844. 退職 845. 退職 846. 退職 847. 退職 848. 退職 849. 退職 850. 退職 851. 退職 852. 退職 853. 退職 854. 退職 855. 退職 856. 退職 857. 退職 858. 退職 859. 退職 860. 退職 861. 退職 862. 退職 863. 退職 864. 退職 865. 退職 866. 退職 867. 退職 868. 退職 869. 退職 870. 退職 871. 退職 872. 退職 873. 退職 874. 退職 875. 退職 876. 退職 877. 退職 878. 退職 879. 退職 880. 退職 881. 退職 882. 退職 883. 退職 884. 退職 885. 退職 886. 退職 887. 退職 888. 退職 889. 退職 890. 退職 891. 退職 892. 退職 893. 退職 894. 退職 895. 退職 896. 退職 897. 退職 898. 退職 899. 退職 900. 退職 901. 退職 902. 退職 903. 退職 904. 退職 905. 退職 906. 退職 907. 退職 908. 退職 909. 退職 910. 退職 911. 退職 912. 退職 913. 退職 914. 退職 915. 退職 916. 退職 917. 退職 918. 退職 919. 退職 920. 退職 921. 退職 922. 退職 923. 退職 924. 退職 925. 退職 926. 退職 927. 退職 928. 退職 929. 退職 930. 退職 931. 退職 932. 退職 933. 退職 934. 退職 935. 退職 936. 退職 937. 退職 938. 退職 939. 退職 940. 退職 941. 退職 942. 退職 943. 退職 944. 退職 945. 退職 946. 退職 947. 退職 948. 退職 949. 退職 950. 退職 951. 退職 952. 退職 953. 退職 954. 退職 955. 退職 956. 退職 957. 退職 958. 退職 959. 退職 960. 退職 961. 退職 962. 退職 963. 退職 964. 退職 965. 退職 966. 退職 967. 退職 968. 退職 969. 退職 970. 退職 971. 退職 972. 退職 973. 退職 974. 退職 975. 退職 976. 退職 977. 退職 978. 退職 979. 退職 980. 退職 981. 退職 982. 退職 983. 退職 984. 退職 985. 退職 986. 退職 987. 退職 988. 退職 989. 退職 990. 退職 991. 退職 992. 退職 993. 退職 994. 退職 995. 退職 996. 退職 997. 退職 998. 退職 999. 退職 1000. 退職	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収(本人納付)	
1. 特別徴収継続の場合	特別徴収義務者指定番号 住所(居所)又は所在地 フリガナ 氏名又は名称	新規 個人番号又は法人番号	担当 者連 絡先	所属 氏名 電話 内線()	新しい勤務先では 月割額 円を 月分(翌月10日納入期限分) から徴収し、納入します。 ※記載がない場合は、通知書発送日に合わせて本市で設定いたします。	受給者番号	納入書の可否 (郵送の場合のみ記載) 右から番号を1. 必要 2. 不要 記入
2. 一括徴収の場合	理由 ④ 1. 異動が令和__年12月31日までに、一括徴収の申出があったため 2. 異動が令和__年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	徴収予定月日 日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額) 円	左記の一括徴収した税額は、 月分(翌月10日納入期限分)で 納入します。 ⑦			
3. 普通徴収の場合	理由 ⑧ 1. 異動が令和__年12月31日までに、一括徴収の申出がないため 2. 令和__年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため 3. 死亡による退職であるため	※市町村に記入欄					

⑬ 税額決定・変更通知書の「指定番号」欄の番号を記入してください。

⑭ 税額決定・変更通知書の「宛名番号」欄の番号を記入してください。

⑮ この届出書について応答される人の係名等を記入してください。

⑯ 異動後の未徴収額の徴収方法に該当する番号を必ず記入してください。

⑰ 異動の事由に該当する番号を記入してください。

⑱ (ア)の特別徴収税額から(イ)の徴収済額を差し引いた金額を記入してください。

⑲ 異動した人の特別徴収税額を何月分から何月分までいくら徴収したかを記入してください。

⑳ 特別徴収税額決定・変更通知書の「特別徴収税額」欄の金額を記入してください。なお、年度途中において税額変更通知書を受けた人については税額変更通知書の「変更後の特別徴収税額」欄の金額を記入してください。

令和7年度税制改正について

1. 給与所得控除の見直し

令和7年度までは給与収入金額162万5千円以下の方の給与所得控除額が55万円でしたが、令和8年度からは給与収入金額が190万円以下の方の給与所得控除額が65万円になります。

2. 特定親族特別控除の創設

年齢19歳以上23歳未満の親族（配偶者・青色事業専従者等を除く）の合計所得金額が58万円超～123万円以下（給与収入で123万円超～188万円以下）の場合、令和8年度から「特定親族特別控除」の適用を受けることができます。

3. 扶養親族等に係る所得要件の引上げ

令和7年度までは扶養控除が適用される親族の合計所得金額が48万円でしたが、令和8年度からは58万円になります。

※なお、所得税については基礎控除の改正がありますが、個人市県民税について基礎控除の改正はありません。

特別徴収税額通知の電子化について

給与支払報告書をeLTAXで提出した場合、特別徴収税額通知書（正本）を電子データで受け取ることができます。次のいずれかを選択できます。

【特別徴収義務者用】

①紙（正本）を郵送で受け取る ②電子データ（正本）をeLTAXで受け取る

【納税義務者用】

①紙（正本）を郵送で受け取る ②電子データ（正本）をeLTAXで受け取る

（注意）

- 電子データでの受け取りを選択した場合は、書面による通知の発行はできません。
- 特別徴収義務者用・納税義務者用でそれぞれ受取方法を選択できます。
- 受取方法の変更をご希望の場合は、藤沢市ホームページに掲載しております「特別徴収税額通知の受取方法変更届」をご提出ください。

特別徴収税額通知書の電子データでの受け取りにご協力ください。

<https://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/siminzeil/kurashi/zekin/shimin/tuhcidate2.html>



給与所得者異動届出書記載例（一括徴収の場合）

給与支払報告書 特別徴収 に係る給与所得者異動届出書

①異動があった場合は、速やかに提出してください。期限：異動があった月の翌月10日

年度	1. 現年度	2. 新年度	3. 両年度
特別徴収義務者 指 定 番 号	2510054		
担 当 番 号	1234		
所 属	経 理 係		
当 該 氏 名	相 南 大 郎		
電 話	0466-25-1111 内線 (123)		

職 員 長	藤 沢 市 朝 日 町 1 番 地 の 1	〒 2 5 1 - 0 0 5 4
フリガナ	フジサワ	フジサワ
氏名又は名称	株式会社 フジサワ	
個人番号 又は法人番号	0123456789012	

令和 8 年 10 月 15 日 提出

フリガナ	ケイ スズ	イコ
氏 名	物 沼 茂 子	
生年月日	昭和 50 年 1 月 1 日	
個人番号	123456789012	
受給者番号	12345	
1月1日 現在の住所	藤沢市朝日町1番地3号	
異動後の 住所	同上	
特別徴収税額 (年税額)	120000 円	
(イ) 徴収済額	40000 円	
(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	80000 円	
異 動 年 月 日	10 年 10 月 16 日	
異 動 の 事 由	1. 退職 2. 退職 3. 退職 4. 退職 5. 退職 6. 退職 7. 退職 8. 退職 9. 退職 10. 退職 11. 退職 12. 退職 13. 退職 14. 退職 15. 退職 16. 退職 17. 退職 18. 退職 19. 退職 20. 退職 21. 退職 22. 退職 23. 退職 24. 退職 25. 退職 26. 退職 27. 退職 28. 退職 29. 退職 30. 退職 31. 退職 32. 退職 33. 退職 34. 退職 35. 退職 36. 退職 37. 退職 38. 退職 39. 退職 40. 退職 41. 退職 42. 退職 43. 退職 44. 退職 45. 退職 46. 退職 47. 退職 48. 退職 49. 退職 50. 退職 51. 退職 52. 退職 53. 退職 54. 退職 55. 退職 56. 退職 57. 退職 58. 退職 59. 退職 60. 退職 61. 退職 62. 退職 63. 退職 64. 退職 65. 退職 66. 退職 67. 退職 68. 退職 69. 退職 70. 退職 71. 退職 72. 退職 73. 退職 74. 退職 75. 退職 76. 退職 77. 退職 78. 退職 79. 退職 80. 退職 81. 退職 82. 退職 83. 退職 84. 退職 85. 退職 86. 退職 87. 退職 88. 退職 89. 退職 90. 退職 91. 退職 92. 退職 93. 退職 94. 退職 95. 退職 96. 退職 97. 退職 98. 退職 99. 退職 100. 退職	
異動後の未徴収 税額の徴収方法	2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)	

1. 特別徴収継続の場合

特別徴収義務者 指 定 番 号	〒	新規	個人番号 又は法人番号	
住所(居所) 又は所在地			所 属	
フリガナ			担 当 者 連 絡 先	
氏名又は名称			氏 名	
			電 話	
			内 線	

一括徴収できない場合もしくは次の勤務先で特別徴収をするか不明な場合は 3. 普通徴収 を選択してください。
※1. 特別徴収継続を選択する場合は「1. 特別徴収継続の場合」欄へ転動(転職)先の特別徴収義務者が記入してください。

2. 一括徴収の場合

理 由	1. 異動が令和2年12月31日までで、一括徴収の申出があったため	徴収予定月日	10 月 5 日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)	80000 円	左記の一括徴収した税額は、 10 月分(翌月10日納入期限分)で 納入します。
理 由	2. 異動が令和2年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため					

3. 普通徴収の場合

理 由	1. 異動が令和2年12月31日までで、一括徴収の申出がないため					
理 由	2. 令和2年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため					
理 由	3. 死亡による退職であるため					

お問い合わせ先

〒251-8601

神奈川県藤沢市朝日町1番地の1

●事務の手続き・退職所得に関すること・・・藤沢市役所市民税課

●納入書・納税に関すること・・・・・・藤沢市役所納税課

TEL : 0466 (25) 1111 (代表)

■ 納入書の記載のしかた ■

● 納入書に特別徴収税額を印刷してあります。
 税額変更等により納入書の内容を変更する際には下記の例を参考に
 していただけるようお願いいたします。

神奈川県藤沢市 個人市民税 (特別徴収) 領収証書 (公)

個人市民税 (特別徴収) 領収証書 (公)

市区町村コード 142051 口座番号 00240-0-960026 加入者名 藤沢市会計管理者

指 定 番 号 8000011 納入金額(1) 100,000 円

令和 8 年 11 月分

納入すべき金額が右の納入金額(1)の欄の金額と異なるときは、納入金額(1)の欄を横線で抹消し納入金額(2)の欄に記入してください。

納期限 令和 8 年 12 月 10 日

(特別徴収義務者) 〒 251-0054 藤沢市朝日町 1-1 (株)フジサワシ 様

住所又は所在地 藤沢市朝日町 1-1

氏名又は名称 (株)フジサワシ

領収日付印

上記のとおり領収しました。(納入者保管)

予備の納入書を使用する場合は、必ず年・月分と指定番号を記入してください。

退職・転勤・一括徴収・税額変更等により、納入金額に変更がある場合は、納入金額(1)の欄の金額を＝(二重線)で消して、下記の納入金額(2)の欄に変更後の金額を記入してください。

退職所得に係る市民税・県民税がある場合はその合計額を記入してください。
 (裏面の退職所得の市民税・県民税納入申告書も必ず記入してください。)

延滞金が発生した場合、その金額を記入してください。
 延滞金がない場合は、ここに金額を記入しないでください。

給与分・退職所得分・延滞金の合計金額を必ず記入してください。

【退職所得に係る市民税・県民税を納入する場合】
 ※ 納入書の裏面に申告書があります。

市民税納入申告書

藤沢市長

令和 8 年 12 月 6 日 提出

令和 8 年 11 月分 人員 1 人

退職手当等支払金額 450,000 円

特別徴収税額	市民税	67,000 円
	県民税	45,000 円

住所又は所在地 251-0054 藤沢市朝日町 1-1 (受付印)

氏名又は名称 (株)フジサワシ

法人番号 1234567890123

地方税法第 50 条の 5 及び第 328 条の 5 第 2 項の規定により上記のとおり分離課税に係る所得割の納入について申告します。

金融機関→藤沢市役所(保管)

納入年月日を記入してください。

何年何月分かを記入してください。

何人分かを記入してください。

退職手当等の支払金額を記入してください。

市民税・県民税の税額を必ず記入してください。

法人番号を記入してください。
 個人事業主の方は空欄のまま提出してください。

退職所得に係る市民税・県民税の特別徴収

この税額の求め方は次の計算式によって算出し、算出された所得割額は、退職手当等の支払いのあった月の翌月 10 日までに同封の納入書により金融機関等へ納入してください。

退職所得に係る市民税・県民税額の算出方法について

$$(\text{退職手当等の収入金額} - \text{退職所得控除額} \times 1) \times 1/2 \times 2 \times 2 = \text{退職所得の金額} (1,000 \text{円未満端数切捨て})$$

$$\text{退職所得の金額} \times 6\% = \text{市民税} (100 \text{円未満端数切捨て})$$

$$\text{退職所得の金額} \times 4\% = \text{県民税} (100 \text{円未満端数切捨て})$$

※ 1 退職所得控除

・ 勤続年数が 20 年以下の場合
 40 万円 × 勤続年数 (80 万円未満のときは 80 万円)

・ 勤続年数が 20 年を超える場合
 80 万円 + 70 万円 × (勤続年数 - 20 年)

※ 2 1/2 の適用については、下表のとおり

勤続年数	従業員		役員等
	退職手当等の収入金額から退職所得控除額を控除した残額：300万円以下の部分	退職手当等の収入金額から退職所得控除額を控除した残額：300万円超の部分	—
5 年以下	1/2 の適用あり	1/2 の適用なし	1/2 の適用なし
5 年超	1/2 の適用あり	1/2 の適用あり	1/2 の適用あり

※ 修正の結果、納入書の金額が不鮮明な場合は、予備納入書を使用してください。

※ 訂正印の押印は不要です。

※ 納入書は、三連になっていますので、3 枚とも同様に記入してください。

給与支払報告書、異動届出書等の提出及び納税は、eL T A X (エルタックス) をご利用ください

e L T A Xを利用すると、複数の自治体を行う地方税の電子申告・納付が、オフィスや自宅などで一括手続きができます。

また、利用者IDなどを共有いただくことで、関与税理士が電子申告を行った場合でも、法人側でダイレクト納付などを通じて電子納付することも可能です。

P C d e s k (e L T A X対応ソフトウェア) をダウンロードした上で利用できます。

詳しい内容や手続きについてはe L T A Xのホームページをご覧ください。

© e L T A X

・ホームページアドレス <https://www.eltax.lta.go.jp/>



店頭窓口で納入可能な金融機関一覧

横浜銀行・スルガ銀行・三菱UFJ銀行・静岡銀行・東京スター銀行・神奈川銀行・静岡中央銀行・きらぼし銀行・SBI新生銀行・横浜信用金庫・かながわ信用金庫・湘南信用金庫・城南信用金庫・中央労働金庫・さがみ農業協同組合・ゆうちょ銀行(郵便局)

上記金融機関の店舗によっては、取扱いが異なる場合があります。詳細は各金融機関にお問い合わせください。

※ゆうちょ銀行(郵便局)で納入する場合について

神奈川・東京・千葉・埼玉・茨城・栃木・群馬及び山梨の各都県以外のゆうちょ銀行(郵便局)を利用される場合は、第1回目の納入の際に、下記の指定通知書に日付及び支店(局名)を記入の上、ゆうちょ銀行(郵便局)に提出してください。

なお、前年度に利用されているゆうちょ銀行(郵便局)を変更する場合は、再度指定通知書を変更後のゆうちょ銀行(郵便局)に提出してください。

キリトリ線	
年	月 日
(株) ゆうちょ銀行	支店長様 郵便局長様
	藤沢市長 鈴木恒夫
キ リ ト リ 線	
ゆうちょ銀行・郵便局指定通知書	
貴店・局を地方税法第321条の5第4項の規定により、 当市の市民税・県民税・森林環境税(特別徴収税額)取扱 店・局に指定したので通知します。	
口座番号	00240-0-960026
加入者名	藤沢市会計管理者
取りまとめ店	(株) ゆうちょ銀行 横浜貯金事務センター